

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、「白銅グループの企業理念」にもとづき、「経営の透明性・公平性・開示性の確保」を徹底することが重要であると認識しております。

そのため、特に業務執行機能および経営監視機能の強化を図っております。

当社は、業務執行については、社長が責任を持つ一方、取締役会は業務執行の監督を行うことで、業務執行と監督の相互牽制を図っております。

また、監査役を3名選任しており、毎月監査役会を開催するとともに、取締役会にも出席し、取締役の業務執行、取締役会の運営について法令および会社の定款、諸規程等に違反していないか十分に監視できる体制を整えております。

さらに、当社では「内部監査室」を設置し、年間計画にもとづき定期的に全部門の内部監査を実施しております。その結果は、毎月の取締役会で報告しております。

今後も、コーポレートガバナンス充実の観点から、当社にとって最適の経営管理体制を追求してまいります。

「白銅グループの企業理念」

■経営理念

私たちは、関係する全ての人に信頼されるとともに、モノづくりに関わる人々へ商品・便利・安心の提供を通じて、社会に貢献します

■5つの約束

1. お客様への約束
お客様の期待を上回るよう、品質・技術・サービスを磨きます
2. 共に働く人への約束
誇りと安心感を持って働ける環境をつくり、働く人とその家族の幸福を追求します
3. 取引先への約束
互恵関係を大切にします
4. 株主への約束
企業価値を高め続け、利益を適正に還元します
5. 社会への約束
法令を遵守し、健全な事業活動を通じて、地域社会の発展や環境保護に貢献します

■行動指針

1. 私たちは、利他の精神を忘れません
2. 私たちは、お客様の新たな価値の創造を目指します
3. 私たちは、感謝の気持ちと誠意を持って、お客様の立場で行動します
4. 私たちは、果敢に挑戦することを通じて、自己実現を目指します
5. 私たちは、現状に満足せず、人間性と能力を磨きます
6. 私たちは、コミュニケーションを大切にします
7. 私たちは、明るく楽しく元気に行動します

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性自己評価)

取締役会は、社外取締役の意見・要望を聞き、積極的に取締役会に取り入れることで、取締役会の実効性を担保していくよう努めております。取締役会全体の実効性に関する分析・評価の手段については今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

当社は、取引関係の強化や情報収集等の目的で、投資目的以外の目的で上場株式を保有することがあります。同株式の保有、処分の要否については、当社の企業価値の向上に資するものであるかの観点から、中長期的な合理性を検証し、定期的に取り締りに諮っております。また、同株式の議決権行使については、その議案が当社の保有方針に適合するか否かに加え、投資先企業の継続的成長と中長期的な企業価値向上に資するか否かを総合的に判断し行っております。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社が取締役との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、「取締役会規程」にもとづき、取締役会の決議および取引の結果報告を必要としております。また、主要株主や子会社等の関連当事者との取引についても第三者との取引と同様に、「職務権限規程」にもとづき、社内承認手続きを必要としております。さらに、当社および子会社を含むすべての役員に対して、毎年関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則3-1】(適切な情報開示と透明性の確保)

(i)企業理念

当社は、本報告「1.基本的な考え方」に記載のとおり「白銅グループの企業理念」を定めております。

(ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

コード原則を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針は、本報告「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii)取締役等の報酬決定に関する方針と手続き

当社の役員報酬は、「取締役および監査役の報酬支給基準」「取締役賞与支給基準」にもとづき以下のとおり決定しております。

(1)役員報酬

役位、常勤、非常勤の就任期間で区分してそれぞれ基本報酬額を算定し、取締役は取締役会、監査役は監査役会で決定しております。

(2)取締役賞与

業績連動賞与と株価連動賞与からなり、総額を株主総会で決定しその内訳は取締役会で決定しております。

(iv)取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役・監査役は以下の方針にもとづき選任され、代表取締役に選任された候補者は取締役会で諮られ、取締役候補者・監査役候補者として、株主総会へ上程しております。

なお、監査役候補者の選任を株主総会に上程する場合、会社法のためにより、監査役会の同意を得ております。

・取締役候補者の選任方針

事業会社の業務に精通し、幅広い知識や経験を有し、事業の経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう取締役全体としての構成を考慮のうえ、選任しております。

・監査役候補者の選任方針

財務・会計・法律に関する知識等の監査役全体としてのバランスを考慮のうえ、取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献できる体制となるよう選任しております。

(v)上記(iv)を踏まえて取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

(1)社内取締役の選任理由は以下のとおりです。なお、社外取締役の選任理由に関しては「株主総会招集ご通知」に開示しております。

・角田 浩司

代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、引き続き経営の指揮を執り、当社の持続的な成長を目指していくことが最適であると判断したため。

・小田 律

当社の経営に携わり培った事業における豊富な経験と知識を有していることから当社の持続的な成長に貢献できると判断したため。

・山田 哲也

金融関係・経営における豊富な知識を有し、当社事業に精通していることから当社の持続的な成長に貢献できると判断したため。

・山田 光重

金融関係において豊富な経験があり、財務および会計において十分な見識を有していることから当社の持続的な成長に貢献できると判断したため。

(2)常勤監査役の選任理由は以下のとおりです。なお、社外監査役の選任理由に関しては「株主総会招集ご通知」に開示しております。

・飯島 純

当社管理部門に従事した経験を活かし、実践的な視点から監査を行うことにより適切な経営監督の実現に貢献できると判断したため。

【補充原則4-1-1】(経営陣への委任の範囲の概要)

当社では、「取締役会規程」および「職務権限規程」にもとづき、取締役会、代表取締役社長、管掌取締役、本部長等の意思決定機関および意思決定者に対して、決裁、審査、承認等に関する権限を明確に規定しております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社では、会社法で定める社外取締役の要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に従い、現時点において独立役員である社外取締役2名を選任しております。なお、上記の基準に加え、当社の経営に対し、率直かつ建設的に助言し、監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しております。

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としての能力、多様性の考え方)

当社取締役会は、取締役を【原則3-1】に記載の方針・手続きにもとづき選任することにより、事業会社の業務に精通し、幅広い知識や経験を有し、事業の経営課題に的確に対応しうる最適な体制となることを図っております。

なお、現時点において社外取締役2名を含む取締役6名を選任しており、的確かつ迅速な意思決定のためには適切な規模と考えております。

【補充原則4-11-2】(取締役、監査役の兼任状況)

「事業報告書」および「株主総会招集ご通知」において、各取締役・監査役の重要な兼職状況を開示しております。

なお、現時点においてすべての取締役・監査役はその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保していると認識しております。

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性自己評価)

取締役会は、社外取締役の意見・要望を聞き、積極的に取締役に取り入れることで、取締役会の実効性を担保していくよう努めております。取締役会全体の実効性に関する分析・評価の手段については今後検討してまいります。

【補充原則4-14-2】(取締役、監査役へのトレーニング方針)

当社では、社外役員を含め、取締役および監査役に期待される役割と責務を全うできる者を選任しております。それを踏まえ、取締役および監査役に対し当社の事業内容や現状について理解を深める機会として「業務報告・検討会」を実施し、経営課題に対する取り組み状況を説明し、各事業所を視察する機会を設けております。

また、内部昇格による新任役員については、経営者として習得しておくべき、法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図ってまいります。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社のIR活動は、IR担当取締役である管理部門管掌取締役をトップとして、管理本部が行っております。IR活動に必要な情報は、営業・製造・海外子会社等の関係部門から情報収集し、管理本部が取りまとめております。

また、決算説明会については代表取締役社長が説明を行っております。

なお、具体的なIR活動の内容は以下のとおりです。

・株主総会 年1回

・決算説明会 年1回

・取材対応 随時

・当社ホームページの適時更新

2. 資本構成

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田広太郎	1,371,000	12.08
山田哲也	973,700	8.58
山田晋司	972,000	8.56
山田のどか	925,000	8.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	754,900	6.65
山田光重	681,000	6.00
山田治男	676,000	5.95
山田智則	676,000	5.95
山田悦弘	340,000	2.99
山田祐次	264,000	2.32

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10名
 定款上の取締役の任期 1年
 取締役会の議長 社長
 取締役の人数 6名
 社外取締役の選任状況 選任している
 社外取締役の人数 2名
 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
野田千秋	他の会社の出身者													
古河潤一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野田千秋	○	一般株主との利益相反が生じる恐れのないことから、独立役員として指定しています。	総合商社等における職務経験が豊富であり、当社との特別な利害関係が無いため、社外取締役(独立役員)として選任しております。現在、山手高級住宅有限公司および株式会社ジオベクトルの取締役を兼務しております。
古河潤一	○	一般株主との利益相反が生じる恐れのないことから、独立役員として指定しています。	経営者としての職務経験が豊富であり幅広い見識等を持っており、当社との特別な利害関係が無いため、社外取締役(独立役員)として選任しております。現在、古河林業株式会社代表取締役を兼務しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
 任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および会計監査人は、必要に応じ随時情報交換を行うことで相互の連携を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
額田一	公認会計士														
二井矢聡子	弁護士										○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
額田一	○	—	取締役会の業務執行状況を税理士・公認会計士としての専門的立場から監視することが可能であり、当社と特別な利害関係がないため、社外監査役(独立役員)として採用しております。現在、銀座K.T.C税理士法人の代表社員、株式会社ボンマックスの監査役を兼務しております。
二井矢聡子	○	二井矢聡子氏が所属されている潮見坂総合法律事務所は、当社と法律顧問契約がありますが、その取引額の割合は、連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に問題はありません。	取締役会の業務執行状況を弁護士としての専門的立場から監視することが可能であり、当社と特別な利害関係がないため、社外監査役(独立役員)として採用しております。現在、アルパイン株式会社および株式会社朝日ネットの取締役を兼務しております。

【独立役員関係】

その他独立役員に関する事項

当社では下記項目の何れにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役は、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。

1. 当社および当社関連会社の業務執行者
2. 当社および当社関連会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
3. 当社および当社関連会社の主要な取引先又はその業務執行者
4. 当社および当社関連会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
5. 当社および当社関連会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
6. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
7. 当社および当社関連会社が寄付を行っている先の業務執行者

なお、当社は独立役員の要件を充たす者をすべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度として「取締役賞与支給基準」を定め、税引前利益を算定根拠とする業績評価連動と株価連動により役員賞与総額を算定し、定時株主総会の承認可決をもって支給しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告および有価証券報告書において、取締役、監査役、社外取締役、社外監査役それぞれにかかる報酬総額のほか報酬等の種類別の総額を開示しております。

なお、連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、社外取締役および社外監査役が極力出席できるよう日程調整を行っております。

また、社外取締役および社外監査役が、議題に関する理解を深め、事前に検討したうえで取締役会に臨めるよう、会日の数日前に資料を配付(電磁的方法で閲覧に供する方法も含む。)し、必要に応じて資料の内容などにつき事前に説明を受けられるようにしております。

また、監査役会につきましても、社外監査役が極力出席できるよう日程調整を行うとともに、社外監査役が出席していない重要な会議の概要についても報告しております。

更に、社外取締役および社外監査役向けに、社内の業務の状況の理解を深めるため必要に応じて、各事業部署の業務内容についての役員向け業務報告・検討会、社内工場および仕入先であるメーカー工場の見学会等を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)**【決定機関】**

1. 業務執行、指名、取締役の報酬決定等に係る重要な事項は、取締役会の決議で決定しております。
2. 会計監査、職務監査・監督、監査役の報酬決定等に係る重要な事項は、監査役会の決議で決定しております。

【社外取締役の機能および役割】

当社の社外取締役は、それぞれの経歴を生かした視点から、企業経営の透明性、健全性を高めるため監視・監督・助言を行っております。

【監査役の機能強化に係る取組み状況】

1. 監査役監査を支える人材・体制の確保状況

当社は、監査役へのサポート体制を確保するために、後述の「4 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況」の中で表明している「内部統制システム構築の基本方針」の中で必要に応じて監査役の業務補助のため、監査役補助スタッフを置くこととしており、その任命、人事異動等は監査役会の同意を得ることとしております。

2. 財務および会計に関する知見を有する監査役の選任状況

当社の監査役3名のうち、1名は税理士および公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 独立性の高い社外監査役の選任状況

当社は、独立性の高い社外監査役を2名選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、監査役は臨時・定例の取締役会に出席し、監査役会で決定した監査役監査基準に基づき、取締役の業務執行の適法性・妥当性について厳正な監査を行うとともに、監査法人と相互に意見交換を図っております。

さらに、当社は幅広い立場からの意見を経営に反映するため、社外役員を選任しております。その比率は、社外取締役は33%（6名中2名）、社外監査役は66%（3名中2名）となっており、高い水準となっております。

以上のとおり当社は、業務執行、監督機能の充実に向けたプロセスを導入しており、現状の体制でコーポレート・ガバナンスが有効に機能しているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

2015年6月26日開催の定時株主総会にかかる招集通知を、同年6月9日に発送しております。同日に、招集通知に記載する情報を東京証券取引所ウェブサイトおよび当社ホームページにおいて電子的に公表しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身による説明の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

期末決算の開示に際し、アナリスト・機関投資家等に対する説明会を開催しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

決算短信等の決算に関する資料のほか、株主総会招集通知・アナリストレポート等の各種資料を、随時当社ホームページ上に掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

IR担当取締役である管理部門管掌取締役をトップとして、管理本部が行っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

ディスクロージャーポリシーを策定し、ホームページに掲載しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

会社情報の適時開示に関する社内規程を制定し、適時・適切な情報開示を行うための体制を整備しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営上の重要な事項の一つとして内部統制システムを整備し、業務の適正を確保することを挙げておりますが、ここに会社法362条第5項及び会社法施行規則第100条に定める同システムの体制整備に必要とされる各事項に関する大綱を定めるものとして、つぎのとおり内部統制システム構築の基本方針を明確にいたします。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に係る情報を適切に記録し、法令、文書管理規程及び記録管理規程等にもとづき、定められた期間保存する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

当社は、リスク管理規程、経営危機管理規程、防災要領等に従い経営に重大な影響を及ぼすリスク(業務に関するリスク・安全に係るリスク等)による損失の事前防止対策等を実行し、リスク管理の体制を整備する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

(1)当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

(2)当社の取締役は、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画、各年度予算の立案及び全社的な目標の設定を行い、各部門が立案し実行した施策を監督する。

(3)取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役等の職務分掌にもとづき、業務を行わせる。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当社は、行動規範、内部監査規程、稟議制度等に従い、また必要に応じて弁護士による助言、会計監査人の指導を受けることでコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

(1)当社は、海外子会社管理規程に従い子会社と連携し、各社相互に関連するリスク管理、コンプライアンス体制整備、経営効率化、決算情報の収集、開示情報の迅速な伝達体制の構築等について必要な措置をとる。

(2)当社の内部監査室は、子会社の業務の適正およびリスク情報の有無を監査するために、定期的に子会社の内部監査を実施する。

(3)子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要な案件についての事前協議を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

現在、当社に監査役の職務を補助する使用人はいないが、今後必要に応じて監査役の業務補助のため、監査役補助スタッフを置く。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について

前号の監査役の職務を補助する使用人については、その独立性を確保するため、当該使用人の任命、人事異動等は監査役会の同意を得る。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

(1)当社の業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

(2)当社の取締役は、次に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。

a 会社の信用を大きく低下させた事項、またはその恐れのある事項

b 会社の業績に大きく悪影響を与えた事項、またはその恐れのある事項

c 法令、定款、社内規則全般への違反で重大な事項

(3)当社の取締役及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が業務の調査を行う場合は迅速かつ確に対応する。

9. その他監査役が監査が実効的に行われる事を確保するための体制について

(1)当社の監査役は、必要に応じて会計監査人、取締役、使用人、子会社取締役、子会社監査役等からの情報収集や意見交換を行う。

(2)当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、行動規範に「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には断固たる対応をとる」ことを掲げ、これらと関係のある取引先とは、いかなる取引もしないことを基本方針としております。

整備状況については、総務課を対応統括部署とし、全社に対し対応方法を周知するほか、顧問弁護士と連携し、緊急時における体制の整備を図っております。

今後は、研修等の場を通じて反社会的勢力に向けた啓発活動などを実施し、反社会的勢力の排除に向け、さらに体制を強化することを検討しています。

